

記者発表（資料配付）				
月／日 （曜）	担当課（室） 班 名	T E L	発表者名 （担当主幹名）	その他の配布先
9／6日 （木）	特別支援教育課 教育推進班	078-362-3774 （内 5726）	小俵 千智 （足立 延也）	なし

平成 31 年度兵庫県立特別支援学校高等部入学者選考要綱について

平成31年度兵庫県立特別支援学校高等部入学者選考に関する基本方針（H30. 7. 5 定例教育委員会で議決）に基づき、「平成31年度兵庫県立特別支援学校高等部入学者選考要綱」を別添のとおり定める。

平成30年度からの主な変更点については、下記のとおりである。

記

1 県外から入学志願する者等特別の事情のある者の手続について（第7 関係）

入学時までには県内へ住所を移し、保護者と共に引き続き県内に住所を定める見込みの志願者については、

（変更前）「兵庫県教育長に入学願承認申請書を提出し許可を受ける手続」から

（変更後）「志願先特別支援学校長に提出し承認を得る手続」へと変更した。

2 1 の手続に係る日程の変更

当初入試及び再募集の、入学志願承認申請書受付開始日を統一し、手続期間を延長した。

平成 31 年 度

兵庫県立特別支援学校高等部

入 学 者 選 考 要 綱

兵庫県教育委員会

目 次

第 1	入学者選考の基本方針 -----	1
第 2	入学者選考の日程 -----	2
第 3	本科における志願者取扱実施要領 （特別支援学校の訪問教育については第 5 による） -----	3
	出願資格 -----	3
	出願手続 -----	3
	志願変更 -----	3
	検査場所・日程等 -----	4
	志願者の出身学校長の任務 -----	4
	兵庫県立特別支援学校の校長の任務 -----	4
	中学校卒業程度認定試験合格者 -----	5
第 4	本科における入学者選考実施要領 （特別支援学校の訪問教育については第 5 による） -----	6
	入学者選考実施本部の設置 -----	6
	合否の判定 -----	6
	合否判定資料の作成 -----	6
	調査書等の審査 -----	6
	学力検査等諸検査の審査 -----	6
	面接の審査 -----	6
	合格者の決定・発表等 -----	7
	再募集 -----	7
第 5	特別支援学校の訪問教育における志願者取扱い及び入学者選考実施要領 ---	8
	実施校 -----	8
	出願資格 -----	8
	出願手続 -----	8
	入学者選考実施本部の設置等 -----	8
	選考の方法 -----	8
	その他 -----	8
第 6	専攻科における志願者取扱い及び入学者選考実施要領 -----	8
	出願資格等 -----	8
第 7	県外から本県の県立特別支援学校を志願する者等特別の事情のある者の手続 ---	9
	出願資格 -----	9
	出願手続 -----	9
第 8	本県から県外の特別支援学校を志願する者の手続 -----	9
	出願手続 -----	9
・ 諸様式		
	（様式第 1 号）入学願書 -----	11
	（様式第 2 号）入学願副申書 -----	12
	（様式第 3 号）推薦書 -----	13
	（様式第 4 号）調査書 -----	14
	（様式第 5 号）住民票記載事項証明書 -----	15
	（様式第 6 号）受検票 -----	16
	（様式第 7 号）志願変更願（甲） -----	17
	（様式第 8 号）志願変更願（乙） -----	18
	（様式第 9 号）再募集に関する届出書 -----	19
	（様式第 10 号）兵庫県立特別支援学校高等部入学志願承認申請書 ---	20
	（様式第 11 号）兵庫県立〇〇特別支援学校高等部入学志願依頼状 ---	21
	（様式第 12 号）兵庫県立〇〇特別支援学校高等部入学志願承認書 -----	22
	[付表 1] 第 7002 項第 3 号及び第 7003 項による特別事情について ---	23
・	平成 31 年度兵庫県立特別支援学校高等部入学者選考に関する期限等一覧表 ----	25

平成 31 年度兵庫県立特別支援学校高等部入学者選考要綱

第 1 入学者選考の基本方針

平成 31 年度に兵庫県立特別支援学校高等部に入学する者の選考については、この要綱の定めるところにより、厳正に実施する。

(対象となる学校等)

1001 学校

高等部を設置するすべての兵庫県立特別支援学校

(出願資格・本科)

1002 本科に入学を志願することのできる者は、次のいずれかの事項に該当し、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3 に規定する者及び教育上特別な取扱いを要する者とする。

- (1) 特別支援学校中学部、中学校若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校、中等学校前期課程等（以下「特別支援学校中学部等」という。）を平成 31 年 3 月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者
- (2) 特別支援学校中学部等を卒業した者
- (3) 特別支援学校中学部等卒業者と同等以上と認められる次のいずれかに該当する者
 - ① 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者（平成 31 年 3 月に修了する見込みの者を含む。）
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者（平成 31 年 3 月に修了する見込みの者を含む。）
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ その他特別支援学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(出願資格・専攻科)

1003 専攻科に入学を志願することのできる者は、次のいずれかの事項に該当し、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3 に規定する者及び教育上特別な取扱いを要する者とする。

- (1) 特別支援学校高等部、高等学校若しくはこれに準ずる学校、中等教育学校後期課程等（以下「特別支援学校高等部等」という。）を平成 31 年 3 月に卒業する見込みの者
- (2) 特別支援学校高等部等を卒業した者
- (3) 文部科学大臣の定めるところにより、特別支援学校高等部等卒業者と同等以上の学力があると認められた者

(入学者選考の方法)

1004 入学者選考は、各特別支援学校単独で本科及び専攻科それぞれの学科ごとに実施する。

(出願手続)

1005 志願者は、1 校 1 学科に出願する。

なお、志願先の変更については、要綱で定める。

(学力検査等による入学者選考・学力検査等の実施)

1006 本科及び専攻科の「学力検査等」の問題は、県教育委員会と協議のうえ、各特別支援学

校において作成し、実施する。

その際、特別支援学校中学部等及び特別支援学校高等部等の校長から送付された調査書、その他必要な書類、面接及び学力検査等の結果を資料として選考を実施する。

(学力検査によらない入学者選考)

1007 本科の「学力検査」は、学校の実態に応じ、県教育委員会と協議のうえ、学力検査を実施しない入学者の選考を行うことができる。

その際、特別支援学校中学部等の校長から送付された調査書、その他必要な書類及び面接等の結果を資料として選考を実施する。

(訪問教育における入学者選考)

1008 本科の普通科における訪問教育の入学者選考は、推薦書、調査書、その他必要な書類を資料として実施する。

(再募集)

1009 本科及び専攻科において、合格者が募集定員に満たない場合には、県教育委員会に届け出て、更に募集を行うことができる。

第2 入学者選考の日程

2001 当初

(1) 願書受付

平成31年1月23日(水)～1月29日(火)

(2) 志願変更

平成31年1月30日(水)～2月4日(月)

(3) 学力検査等

平成31年2月21日(木)

(4) 合格者発表

平成31年2月28日(木)

2002 再募集

(1) 願書受付

平成31年3月1日(金)～3月5日(火)

(2) 学力検査等

平成31年3月7日(木)

(3) 合格者発表

平成31年3月14日(木)

第3 本科における志願者取扱実施要領（特別支援学校の訪問教育については第5による）

（出願資格）

3001 入学を志願することのできる者（以下「志願者」という。）は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 平成31年3月末日までに特別支援学校中学部等を卒業する見込みの者。
- (2) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する者及び教育上特別な取扱いを要する者。
- (3) 兵庫県に住所を有する者。ただし、県外からの転居が確定している者、県外の特別支援学校中学部等卒業見込みの者及び卒業者等、特別の事情がある場合は、第7による。

（出願手続）

3002 志願者は、1校1学科に限り出願することができる。分校は1校として取り扱う。

3003 志願者は、兵庫県立特別支援学校の他の学校又は異なる学科を併願することはできない。

3004 志願者は、次の書類を、平成31年1月23日（水）から1月29日（火）まで（土曜・日曜を除く。）の間に、出身学校長を経て志願先特別支援学校長に提出しなければならない。受付時間は、9:00～16:30（1月29日（火）は9:00～12:00。）とする（以下、年表示のない日付は平成31年を示す。）。

なお、志願先特別支援学校長へは郵送による提出も可とし、その場合は、簡易書留にしなければならない（封筒表面に「願書在中」と朱書きすること。）。また、受検票の送付用として362円分の切手（速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手。）を貼り、送付先を記入した返信用定型長3号封筒（12cm×23.5cm）を同封する。郵送による提出は、1月29日（火）までに到着したものを受理する。

【提出書類】

- (1) 入学願書（様式第1号）
- (2) 受検票（様式第6号）
- (3) 出身学校長の副申書（様式第2号）

なお、副申書の提出が困難な場合は、出身学校の卒業証明書及び第3001項の第2号に該当することを証明するもの（身体障害者手帳又は療育手帳等の写し）の提出をもって副申書に替えることができる。

- (4) 調査書（様式第4号）
- (5) 過年度卒業者が志願する場合は、住民票記載事項証明書（様式第5号）
- (6) 過年度卒業者が志願する場合は、健康診断書
- (7) 志願先特別支援学校長が発行した入学志願承認書（様式第12号）（第7に該当する者に限り必要。）
- (8) その他志願先特別支援学校長が必要とする書類

（志願変更）

3005 志願変更については次のとおりとする。

- (1) 志願者は志願変更の期間内に、志願校及び志願学科を変更することができる。
- (2) 志願変更の手続は次のとおりとする。この場合、郵送は認めない。

ア 志願変更の取扱期間は、1月30日（水）から2月4日（月）まで（土曜・日曜を除く。）とする。受付時間は、9:00～16:30（2月4日（月）は9:00～12:00。）とする。

イ 志願変更する者は、志願変更願（甲）（様式第7号）・（乙）（様式第8号）を、出身学校長を経て、先に出願した特別支援学校長に提出し、所定の証明を受けた乙票及び先に出願した第3004項の書類（ただし、入学願書はその写し）の返還を受けて、志願変更先の特別支援学校長に提出する。

なお、先に出願した特別支援学校の受検票は、その特別支援学校に返還しなければならない。

志願変更により新たに必要となる書類がある場合には、その書類を添付して提出すること。

ウ 第7001項に該当する者は、先に出願した特別支援学校長から証拠書類の返還を受け、志願変更先の特別支援学校長に提出し、審査を受けなければならない。

（検査場所・日程等）

3006 学力検査等は、各特別支援学校において実施し、志願者は原則として志願先の特別支援学校において受検する。

なお、特別な事情により、他の学校等において学力検査等を実施する必要があるときは、特別支援学校長は速やかに県教育委員会事務局特別支援教育課長に報告しなければならない。

3007 学力検査等の期日は、2月21日（木）とし、その方法及び時間表は、各特別支援学校長が決定する。

（志願者の出身学校長の任務）

3008 志願者の出身学校長は、次の(1)、(2)の書類を、下表に従って提出する。

書 類		受付期間		時 間	提出先
		月	日		
(1)	第3004項の書類 (入学願書等) <郵送可>		1月23日(水)	9:00～16:30	志 願 先 特別支援学校
			1月24日(木)	9:00～16:30	
			1月25日(金)	9:00～16:30	
			1月28日(月)	9:00～16:30	
			1月29日(火)	9:00～12:00	
(2)	第3005項の書類 (志願変更願等) <郵送不可>		1月30日(水)	9:00～16:30	
			1月31日(木)	9:00～16:30	
			2月1日(金)	9:00～16:30	
			2月4日(月)	9:00～12:00	

3009 前項(1)、(2)の書類は、志願者の出身学校長が志願先特別支援学校長に提出する。

なお、前項(1)の書類を郵送する場合は、受付最終日必着とし、書留にしなければならない。

（兵庫県立特別支援学校の校長の任務）

3010 特別支援学校長は、募集要項を作成し、その1部を平成30年12月26日（水）までに県教育委員会事務局特別支援教育課長に提出する。

3011 特別支援学校長は、その募集要項に、次の事項を明示しなければならない。

- (1) 学科別募集定員（複数の学科の募集定員を一括して選考する場合は、その内容を含む。）
- (2) 教育目標
- (3) 教育課程上の特色

- (4) 学力検査等実施する検査
- (5) 学力検査の各教科別得点の簡易開示の実施方法等（学力検査を実施する場合）
- (6) その他必要な事項

3012 特別支援学校長が必要と認める場合は、志願者に対して写真の提出を求めることができる。この場合、写真の大きさは、縦 40 mm、横 30 mmとする。

3013 特別支援学校長は、志願者数等を、毎日、県教育委員会事務局特別支援教育課長に報告しなければならない。

3014 特別支援学校長は、願書・志願変更受付期間中、毎日、その学校の学科別の志願者数を学校内に掲示する。

3015 特別支援学校長は、別途指示する方法に従って2月6日（水）までに学力検査問題を提出する。

3016 特別支援学校長は、学力検査問題等の関係書類を、入学者選考事務の開始から合格者の発表までの間、厳重に保管しなければならない。その際、学力検査問題等の作成から採点終了までは、学力検査問題等保管責任者2名を定める。

3017 特別支援学校長は、学力検査の各教科別得点の簡易開示の実施方法等を受検者に周知しなければならない。その内容については、別途指示する。

（中学校卒業程度認定試験合格者）

3018 第 1002 項第 3 号の④に該当する者のうち、就学義務猶予免除者等で中学校卒業程度認定試験に合格した者（以下、「中学校卒業程度認定試験合格者」という。）が志願する手続は次のとおりとする。

- (1) 第 3004 項に示した書類とともに、文部科学省が発行する中学校卒業程度認定試験合格者に係る調査書を直接志願先特別支援学校長へ提出することとし、第 3004 項第 4 号に示す調査書の提出は必要としない。
- (2) 第 7002 項第 4 号及び [付表 1] の 4 により、志願先特別支援学校長の入学志願承認を得なければならない。

第4 本科における入学者選考実施要領（特別支援学校の訪問教育については第5による）

（入学者選考実施本部の設置）

- 4001 入学者の選考は、各特別支援学校で行う。
- 4002 各特別支援学校は、入学者選考を厳正に実施する責任体制を明確にするため、入学者選考実施本部を設ける。入学者選考実施本部長は、特別支援学校長とし、入学者選考の実施に係る業務を総括する。
- 4003 各特別支援学校の入学者選考実施本部には、合否判定委員会を設ける。
- 4004 各特別支援学校における合否判定委員会は、その特別支援学校長が委員長、教頭が副委員長となり、その特別支援学校の教職員の中から校長が任命した委員をもって組織する。
- 4005 合否判定委員会には、次の作業グループを設ける。
- 合否判定資料作成グループ
 - 書類審査グループ
 - 学力検査等諸検査審査グループ
 - 面接グループ
- 4006 各特別支援学校における合否判定資料作成グループは、その特別支援学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。
- 4007 各特別支援学校における書類審査グループは、その特別支援学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。
- 4008 各特別支援学校における学力検査等諸検査審査グループは、その特別支援学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。
- 4009 各特別支援学校における面接グループは、その特別支援学校の教員の中から校長が任命したグループ長1名及びメンバー若干名をもって組織する。

（合否の判定）

- 4010 合否判定委員会は、合否判定資料作成グループの作成する資料を総合し、その特別支援学校の合否を判定する。

（合否判定資料の作成）

- 4011 合否判定資料作成グループは、書類審査グループ、学力検査等諸検査審査グループ及び面接グループの作成する判定資料をもとに、合否判定委員会が必要とする資料を作成する。
- なお、資料作成にコンピュータを活用する場合には、データの点検を十分に行うとともに、コンピュータ及びデータ等の管理・保管に十分留意する。

（調査書等の審査）

- 4012 書類審査グループは、調査書等の記載事項を厳正に審査し、判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、1書類につき2名以上が審査に当たる。

（学力検査等諸検査成績の審査）

- 4013 学力検査等諸検査審査グループは、学力検査問題等を作成し、その検査等の結果に基づいて判定資料を作成する。
- なお、採点・点検については、別途指示する。

（面接の審査）

- 4014 面接グループは、面接要領を作成し、面接の結果に基づいて判定資料を作成する。この場合、審査の公平性を期するため、2名以上が面接に当たる。

(合格者の決定・発表等)

- 4015 特別支援学校長は、合否判定委員会の判定に基づいて、合格者を決定する。
- 4016 合格者の発表は、2月28日(木)とし、その時間と方法は特別支援学校長が決定する。

なお、合否の結果を合格者の発表以前に外部に連絡することは一切しない。

- 4017 特別支援学校長は、合否判定についての結果を、別途指示する様式により、2月28日(木)に県教育委員会事務局特別支援教育課長に報告する。

(再募集)

- 4018 第1009項によって再募集を行う場合には、特別支援学校長は再募集に関する届(様式第9号)を2月28日(木)までに県教育委員会に届け出なければならない。
- 4019 再募集に関する出願期間は、3月1日(金)から3月5日(火)まで(土曜・日曜を除く。)とする。受付時間は、9:00~16:30(3月5日(火)は9:00~12:00。)とする。
- 4020 再募集に関する第7に示す県外から本県の特別支援学校に入学志願する者等特別の事情のある者の手続に関する受付及び承認書発行の事務は、1月4日(金)から2月28日(木)までとする。受付時間は、9:00~16:30(2月28日(木)は9:00~12:00。)とし、志願先特別支援学校において行う。
- 4021 特別支援学校長は、志願者数等を別途指示する様式により、3月5日(火)までに県教育委員会事務局特別支援教育課長に報告しなければならない。
- 4022 再募集に関する学力検査等の期日は、3月7日(木)とし、その方法及び時間表については特別支援学校長が決定する。
- 4023 再募集に関する合格者の発表は、3月14日(木)に行い、その時間と方法は特別支援学校長が決定する。
- なお、合否の結果を合格者発表以前に外部に連絡することは一切しない。
- 4024 特別支援学校長は、合否判定についての結果を、別途指示する様式により、3月14日(木)に県教育委員会事務局特別支援教育課長に報告しなければならない。
- 4025 再募集に関する出願手続、選考方法等については、第3及び第4に準ずるものとする。

第5 特別支援学校の訪問教育における志願者取扱い及び入学者選考実施要領

(実施校)

5001 入学者の選考は、「訪問教育」を実施している兵庫県立特別支援学校において行う。

(出願資格)

5002 志願者は、第 3001 項に該当し、就学可能であるが障害の状態により通学して教育を受けることが困難な者で、出身学校長が推薦する者とする。

(出願手続)

5003 志願者は、1校1学科に限り出願することができる。兵庫県立特別支援学校の他の学校又は異なる学科を併願することはできない。

5004 志願者は、第 3004 項に掲げる書類に加え、出身学校長が作成した推薦書(様式第3号)を提出する。

(入学者選考実施本部の設置等)

5005 関係特別支援学校は、第4における入学者選考実施本部、合否判定委員会及び次の各作業グループを設ける。

なお、次の作業グループは、上記のそれぞれ第4における入学者選考実施本部、合否判定委員会及び各作業グループと兼ねることができるものとする。

合否判定資料作成グループ

書類審査グループ

(選考の方法)

5006 選考は、推薦書及び調査書等の書類審査に基づき判定資料を作成し、合否の判定を行う推薦入学とする。

(その他)

5007 その他必要な事項については、第3、第4及び第7による。

第6 専攻科における志願者取扱い及び入学者選考実施要領

(出願資格等)

6001 志願者は、第 1003 項に該当する者で、特別支援学校の高等部等を卒業した者若しくは平成31年3月末日までに卒業見込みの者又は学校教育法第82条において準用する同法第58条に規定する者とする。

6002 専攻科の出願手続、選考方法等については、第3、第4及び第7に準ずるものとする。

第7 県外から本県の県立特別支援学校を志願する者等特別の事情のある者の手続

(出願資格)

7001 県外の特別支援学校中学部等卒業見込みの者及び卒業等で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保護者の転勤、転住等のため、入学時までには県外から県内に住所を移し、保護者と共に引き続き県内に住所を定める見込みの者
- (2) 保護者が県内に居住し、本人は県外に居住している者で、入学時まで県内へ住所を移し、保護者と共に引き続き県内に住所を定める見込みの者
- (3) 現在居住している都道府県に志願する学科が設置されていないため、県外からの入学を希望する者

(出願手続)

7002 前項第1号及び第2号に該当する者は、当初入学者選考及び再募集共に、次に掲げる書類を取りまとめ、それぞれの志願先特別支援学校長に提出し、承認を得なければならない。なお、この場合、書類の郵送は認めない。

- (1) 兵庫県立特別支援学校高等部入学志願承認申請書（様式第10号）
- (2) 本人及び保護者の住民票記載事項証明書（様式第5号）
- (3) 保護者の転住等の事情のある者は、その事情を証明する書類
- (4) その他、志願先特別支援学校長が必要と認める証明書又は資料

7003 前項の第3号に係る特別事情の添付書類については、[付表1]による。

7004 第7001項の第3号に該当する者は、「入学志願依頼状」（様式第11号）を志願者の住所の存する都道府県教育委員会（政令指定都市にあっては当該市教育委員会）を經由して兵庫県教育委員会に提出し、許可を得なければならない。

7005 第7001項に関する申請書等受付及び承認書等発行の事務は、当初入学者選考及び再募集共に、1月4日（金）から開始し、当初入学者選考に係る事務は1月22日（火）まで、再募集は2月28日（木）まで（土曜・日曜を除く。）とする。受付時間は、9:00～16:30（当初入学者選考に係る事務の1月22日（火）及び再募集に係る事務の2月28日（木）は9:00～12:00。）とする。

7006 前項の手続により志願先特別支援学校長（第7001項第3号に該当する者は兵庫県教育長）から交付された「入学志願承認書（許可書）」を入学願書に添えて、志願先特別支援学校長に提出しなければならない。

7007 第7001項の各号に該当しない者で、他に特別の事情のある者についての出願及びその手続については、兵庫県教育委員会と志願先特別支援学校長が別途協議するものとする。

第8 本県から県外の特別支援学校を志願する者の手続

(出願手続)

8001 本県から県外の特別支援学校に入学を志願する者は、志願先特別支援学校の所在する都道府県教育委員会の定めるところにより手続を行う。

8002 前項の手続により本県教育長の証明等を必要とする書類がある場合は、その書類を、県教育委員会事務局特別支援教育課長に提出しなければならない。この場合、書類の郵送は認めない。

(様式第1号)

入 学 願 書

年 月 日

兵庫県立 学校長様

(ふりがな)

志願者名

(ふりがな)

保護者名

(保証人)

私は、貴校（ ）校) 高等部第 学年に入学したいので、保護者（保証人）と連署し、志願します。

志願科・学科名	志願科名		志願学科名	
志願者	現住所			
	生年月日	年 月 日	性別	
	出身校 又は 在籍校	立 学校 年 月 日 卒業・卒業見込み		
保護者 (保証人)	現住所			
		電話		

注 出身校又は在籍校の校長の副申書を添付すること。

* 上記様式により出身学校で作成する。(A4判縦型)

(様式第2号)

平成 年 月 日

兵庫県立 学校長 様

(出身学校長)

立 学校長 校長名

印

入学願副申書

志願者名

上記の生徒は、平成31年度兵庫県立特別支援学校高等部入学者選考要綱第3001項の規定に該当する者であることを認めます。

(特記事項)

* 上記様式に準じて出身学校で作成する。(A4判縦型)

(様式第3号)

推 薦 書

兵庫県立 学校長 様

立 学校長 校長名

印

次の者は、下記の推薦理由により、貴校（ ）校）高等部（訪問教育）への入学が適当と認められるので推薦します。

平成 年 月 日 卒 業

卒業見込み

(ふりがな)

志願者名 _____

昭和

平成 年 月 日生 性別（ ）

推
薦
理
由

* 上記様式に準じて出身学校で作成する。(A4判縦型)

調 査 書

特別支援学級	設置	有	種別 (視・聴・知・肢・病・言・自情) ・ 無
	志願者在籍	有	種別 (視・聴・知・肢・病・言・自情) ・ 無

(ふりがな) 志願者名		5 特別活動の記録等																																		
昭和 平成 年 月 日生 性別 ()																																				
1 学歴	昭和 平成 年 月 日 立 学校中学部 入学	6 障害の状況等		(1) 主たる障害 () (2) 障害の程度 (手帳 級) (3) 日常生活の様子																																
	昭和 平成 年 月 日 立 学校中学部 卒業・卒業見込み					中学校																														
	卒業後の略歴 その他特記事項																																			
2 身体 の記録	視 力	右 () 左 ()	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支援の程度</th> <th>不要</th> <th>一部</th> <th>全部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コミュニケーション</td> <td colspan="3"> ----- </td> </tr> <tr> <td>移動</td> <td colspan="3"> ----- </td> </tr> <tr> <td>集団参加</td> <td colspan="3"> ----- </td> </tr> <tr> <td>通学</td> <td colspan="3"> ----- </td> </tr> <tr> <td>衣服の着脱</td> <td colspan="3"> ----- </td> </tr> <tr> <td>食事</td> <td colspan="3"> ----- </td> </tr> <tr> <td>排泄</td> <td colspan="3"> ----- </td> </tr> </tbody> </table>		支援の程度	不要	一部	全部	コミュニケーション	-----			移動	-----			集団参加	-----			通学	-----			衣服の着脱	-----			食事	-----			排泄	-----		
	支援の程度	不要			一部	全部																														
	コミュニケーション	-----																																		
	移動	-----																																		
集団参加	-----																																			
通学	-----																																			
衣服の着脱	-----																																			
食事	-----																																			
排泄	-----																																			
聴 力	右 dB 左 dB	正常																																		
投薬の有無	有 ・ 無 (目的)																																			
主な疾患及び特記事項																																				
3 出欠 の記録		1年	2年	3年	特記事項 (特徴的な行動様式等特記すべき事項があれば記入) 平成 年 月 日 立 学校長 校長名 印																															
	欠席日数	日	日	日																																
	欠席の 主な理由																																			
4 各教科等の学習の記録	教 科	1年	2年	3年	自立活動																															
	国 語																																			
	社 会																																			
	数 学																																			
	理 科																																			
	音 楽																																			
	美 術																																			
	保 健 体 育																																			
	技術(職業)・家庭																																			
外 国 語																																				
参 考 事 項																																				

- 注 ① 3「出欠の記録」の3年の欄については、12月末日までを記入する。
 ② 4の欄の学年欄は、5段階評定で記入する。ただし点数評価を実施していない場合は記入不要。
 ③ 6の(3)欄の記入については、該当する程度を○で囲む。
 ④ 視力については、数値の記入だけでなく、A、B、C、Dの表示でも可。
 * 上記様式に準じて、出身学校で作成する。(A4判縦型)

住民票記載事項証明書

世帯主名		住所	
世帯主との続柄	名前	生年月日	
1		年 月 日生	
2		年 月 日生	

上記の事項は住民票に記載のあることを証明する。

平成 年 月 日

市(町)長



注(1) 1の欄には志願者の保護者、2の欄には志願者について、それぞれ世帯主との続柄、名前及び生年月日を記入する。

(2) 平成30年12月1日以降に交付を受けたものであること。

* 上記様式により出身学校で作成する。(A4判縦型)

ただし、上記様式に記入する内容をすべて満たしていれば、各市町で発行された住民票記載事項証明書でもよい。

(様式第 6 号)

受 検 票	
(ふりがな) 志願者名	
年 月 日生	
性 別 ()	
兵庫県立 学校 (校) 科 科	受 検 番 号
出 身 学 校 名	受 付 日 付 印

注 学力検査の当日持参すること。

* 上記様式に準じて志願先学校で作成する。

(様式第7号)

志 願 変 更 願 (甲)

先に出願した
学校長あて

受 検 番 号		志 願 者 名	
(1) 科			
(2) 学科			
(3) 番号		年 月 日生	性別 ()
変 更 先	兵 庫 県 立 学 校 (校) 志願学科名 ()		

先に、貴校 () 校) に入学願書を提出しましたが、上記のように志願変更したいので、許可くださるようお願いいたします。

年 月 日

兵庫県立

学校長様

志 願 者	住 所
	(ふりがな) 志願者名
保 護 者	住 所
	(ふりがな) 保護者名

上の願書は、平成31年度兵庫県立特別支援学校高等部入学者選考要綱の趣旨に照らし
相当であると認めます。

平成 年 月 日

立 学校長 校長名



* 上記様式により出身学校で作成する。(A4判縦型)

(様式第8号)

志願変更願 (乙)

志願変更先
学校長あて

志願者の 出身学校	府・市・区 立 県・町・村	卒業 学校 卒業見込み
(ふりがな) 志願者名	年 月 日生 性別 ()	
先に出願した 学校・学科・ 受検番号	兵庫県立 学校 () 科	校) 番

先に、上記のように入学願書を提出しましたが、志願変更して貴校 () 校) に入学したいので、許可くださるようお願いいたします。

志願学科名	
-------	--

年 月 日

兵庫県立

学校長様

志願者	住所
	(ふりがな) 志願者名
保護者	住所
	(ふりがな) 保護者名

上の願書は、平成31年度兵庫県立特別支援学校高等部入学者選考要綱の趣旨に照らし
適当であると認めます。

平成 年 月 日

立 学校長 校長名 印

上の志願者の志願変更願 (甲) を受理したことを証明します。

平成 年 月 日

立 学校長 校長名 印

* 上記様式により出身学校で作成する。(A4判縦型)

(様式第9号)

(公印省略)
文書番号
平成 年 月 日

兵庫県教育長 様

県立 学校長
○ ○ ○ ○

平成31年度高等部生徒の再募集に関する届け出について

このことについて、選考要綱に基づいて下記のとおり実施します。

記

1 学校名

2 科名

3 当初選考の結果

学科名	募集定員 (A)	合格者数 (B)	定員不足数 (A-B)	再募集 見込 数

4 再募集の理由

5 合格者の発表の日時及び方法

兵庫県立特別支援学校高等部入学志願承認申請書

(ふりがな)

志願者名

私は、今回下記の事情により、貴校に入学を志願したいので、承認くださるようお願いいたします。

年 月 日

兵庫県立 特別支援学校長 様

(ふりがな)

志願者名

(ふりがな)

保護者名

記

- 1 志願者の現住所
- 2 志願者の入学後の住所
- 3 保護者の現住所
- 4 連絡先電話番号 () ー
- 5 志願者と保護者の続柄 志願者の 卒業
- 6 出身学校名 立 学校 卒業見込み
- 7 志願先 兵庫県立 学校 (校) 科 科
- 8 特別の事情 (具体的に記載のこと)

(出身学校長副申)

上記の事情に相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

学校名

校長名



* 上記様式により出身学校で作成する。(A 4 判縦型)。

兵 庫 県 教 育 長 様

都 道 府 県 教 育 長



兵庫県立〇〇特別支援学校高等部入学志願依頼状

このたび当都道府県在住の保護者及び生徒から下記の願い出がありましたので、格別の御配慮をお願いいたします。

記

兵庫県立	学校高等部入学志願の依頼について						
	平成 年 月 日						
都道府県教育長 様							
志願者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ふりがな) 志願者名</td> <td>昭和 平成 年 月 日生</td> </tr> </table>	住 所		(ふりがな) 志願者名	昭和 平成 年 月 日生		
住 所							
(ふりがな) 志願者名	昭和 平成 年 月 日生						
保護者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ふりがな) 保護者名</td> <td></td> </tr> </table>	住 所		電話番号		(ふりがな) 保護者名	
住 所							
電話番号							
(ふりがな) 保護者名							

下記の理由により兵庫県立 学校 (校) 科
に入学を志願したいので、兵庫県教育長に対し許可依頼についてよろしくお取り計らい願います。

記

1 出身学校名
立 学校 (部) 昭和 年 月 卒業
平成 卒業見込み

2 志願理由

注 卒業証明書又は卒業見込証明書を添付すること。

* この様式は県教育委員会事務局特別支援教育課で準備する。

(様式第 12 号)

〇〇〇第 号

兵庫県立〇〇特別支援学校高等部入学志願承認書

(ふりがな)

志願者名

保護者名

出身学校 立 学校

志願者現住所

転居予定地

審査の結果、上記の者が本校 科 (科) へ入学志願することを承認します。

※なお、入学願書の提出までに平成31年度兵庫県立特別支援学校入学者選考に合格している場合は無効とします。

平成 年 月 日

兵庫県立〇〇特別支援学校長 校長名



* 上記の様式により志願先特別支援学校で作成する。(A 4判縦型)

[付表 1] 第 7002 項第 3 号及び第 7003 項による特別事情について

特別事情の内容			必要書類								
			A	B	C	D	E	F	G		
1	保護者と共に転居し、 転居先の特別支援学校 を受検する場合	(1) 家屋を新築又は購入し転居	○		○						
		(2) 借家・社宅等へ転居	○			○					
		(3) 親族等の家に同居	○	○				○			
		(4) 空き家（持家）への転居	○						○		
2	保護者と別居してお り、転居により同居し、 保護者が居住する特別 支援学校を受検する場 合	(1) 保護者の居住地に転居	○	○							
		(2) 新たに居住地 を定め転居	ア 家屋を新築又は購 入する場合	○		○					
			イ 借家・社宅等	○			○				
3	外国に居住しているが 帰国により県内の特別 支援学校を受検する場 合	(1) 保護者と共に 帰国	<ul style="list-style-type: none"> ・上記 1 に同じ (ただし、住民記載事項証明書は除く) ・在留先・在留期間を証明する書類 (会社が発行する辞令等) 								
		(2) 本人のみの帰国								○	
4	県内に保護者と共に居住し県外の特別支援学校等へ通学してい る者及び中学校卒業程度認定試験合格者が県内の特別支援学校 を受検する場合		○								
5	養子縁組をしているが、県外の実父母のもとに 居住している者で、養父母先の学区又は全県学 区の特別支援学校を受検する場合		<ul style="list-style-type: none"> ・本人・養父母の住民記載事項証明書（様式第 5 号） ・出身学校長が家庭事情等を証明する副申書 								
6	上記に当てはまらない場合		志願しようとする特別支援学校に事前に連絡								

<承認申請に必要な添付書類一覧>

A・・・ 本人及び保護者の現住所の住民記載事項証明書（様式第 5 号）
（平成 30 年 12 月 1 日以降に、市（町）長の証明を受けたもの）

B・・・ 転居先住所の表示がある公共料金（ガス、水道）等の領収書（写）、又は通知書（写）
（3 か月以内のもの）

C・・・ 転居先及び平成 31 年 4 月 7 日までに転居できることを証明する書類（建築物確認済証
（写）、入居決定通知書（写）、売買契約書（写）、家屋の登記事項証明書のうちのいずれ
か）

D・・・ 転居先及び平成 31 年 4 月 7 日までに転居できることを証明する書類（家屋賃貸証明証
（写）、使用賃借証明書（写）、入居決定通知書（写）のうちいずれか）

E・・・ 親族等の同居承認書

F・・・ 固定資産税納付書（写）又は家屋の登記事項証明書
なお、持ち家を他人に賃貸中の場合は、平成 31 年 4 月 6 日までに退去する旨の賃借者の
承認書

- G・・・ a 在留先・在留期間を証明する書類（会社が発行する辞令等）
b 保護者の身元引き受依頼書及び承諾書
c 身元引受人の住民記載事項証明書（様式第5）及び身元引き受承諾書

※ 上記の添付書類で（写）としている書類の場合は、確認のためにその原本も持参すること。

平成 31 年度兵庫県立特別支援学校高等部入学者選考に関する期限等一覧表

(当初)

項目 事項	期 限	作成者又は発行者	提出先又は通知先
各特別支援学校 募集要項提出	12月26日(水)	各特別支援学校の校長	県教委特別支援教育課長
入学志願承認 申 請 書	自 1月4日(金)午前9時 至 1月22日(火)正午	志 願 者	志願先の特別支援学校長
願 書 受 付	自 1月23日(水)午前9時 至 1月29日(火)正午 郵送による出願は 1月29日(火)到着分まで	志願者から 出身学校経由	志願先の特別支援学校長
志願変更受付	自 1月30日(水)午前9時 至 2月4日(月)正午	志願者から 出身学校経由	志願先の特別支援学校長
志願者数公示	願書受付期間中	各特別支援学校の校長	—
学力検査等	2月21日(木)	各特別支援学校の校長	—
合格者の発表	2月28日(木)	各特別支援学校の校長	合 格 者

(再募集)

項目 事項	期 限	作成者又は発行者	提出先又は通知先
入学志願承認 申 請 書	自 1月4日(金)午前9時 至 2月28日(木)正午	志 願 者	志願先の特別支援学校長
願 書 受 付	自 3月1日(金)午前9時 至 3月5日(火)正午	志願者から 出身学校経由	志願先の特別支援学校長
学力検査等	3月7日(木)	各特別支援学校の校長	—
合格者の発表	3月14日(木)	各特別支援学校の校長	合 格 者

(入学者選考に関する問合せ先)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課

TEL (078) 341-7711 (代表)

内線5728